○環境省告示第六号

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号）第三号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和二年三月環境省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年一月二十九日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

（略）

別表第一（第一号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
S－ベンジルジプロピルカルバモチオエート（別名プロスルホカルブ）	36μg／l
（略）	
（*E*）－１－［（６－クロロ－３－ピリジル）メチル］－*N*－ニトロイミダゾリジン－２－イミン（別名イミダクロプリド）	1.9μg／l
（略）	
１－［（１*RS*）－１，２－ジメチルプロピル］－*N*－エチル－５－メチル－*N*－ピリダジン－４－イル－１*H*－ピラゾール－４－カルボキシアミド（別名ジンプロピリダズ）	3,000μg／l
１－（３－クロロ－４，５，６，７－テトラヒドロピラゾロ［１，５－*a*］ピリジン－２－イル）－５－［（シクロプロピルメチル）アミノ］－１*H*－ピラゾール－４－カルボニトリル（別名シクロピラニル）	0.57μg／l
４－クロロ－２－フルオロ－５－［（*RS*）－（２，２，２－トリフルオロエチル）スルフィニル］フェニル５－［（トリフルオロメチル）チオ］ペンチルエーテル（別名フルペンチオフェノックス）	0.63μg／l

別表第二（第二号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
３－メトキシカルボニルアミノフェニル＝３－メチルカルバニラート（別名フェンメディファム）	140㎎／kg体重

改正前

（略）

別表第一（第一号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
S－ベンジル＝ジプロピルチオカルバマート（別名プロスルホカルブ）	49μg／l
（略）	
１－（６－クロロ－３－ピリジルメチル）－*N*－ニトロイミダゾリジン－２－イリデンアミン（別名イミダクロプリド）	1.9μg／l
（略）	
１－［（１*RS*）－１，２－ジメチルプロピル］－*N*－エチル－５－メチル－*N*－ピリダジン－４－イル－１*H*－ピラゾール－４－カルボキシアミド（別名ジンプロピリダズ）	3,000μg／l
（新設）	
（新設）	

別表第二（第二号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
３－メトキシカルボニルアミノフェニル＝３－メチルカルバニラート（別名フェンメディファム）	140㎎／kg体重